(一般質問)

① 笠 原 幸 江 1 通行止めになっている林道入山線について

8月中旬から落石により、通行止めとなっている林道入山線は、高浪の池 経由で通行可能になっています。しかしながら、瀬野田経由では、落石処理 がされてなく危険なため通行できません。春の新緑、躍動感あふれる夏、秋 の紅葉と山の幸など四季折々に姿を変え、地域住民は訪れる観光客の元気を 暮らしの中に取り込みながら生活をしています。

年々高齢化と過疎化が進んでいる地域の希望となっている小滝川ヒスイ峡。 身近にあるヒスイ峡は世界ジオパークの貴重なサイトとして、当市にとって も価値ある所であります。地元の人たちは、20トンもの落石は、今まで経 験したことのない歴史の中になかったことと驚いています。調査の進行状況 とあわせて、以下の項目を伺います。

- (1) 現在、調査が進行中とお聞きしています。その進捗状況はどうなっているか。
- (2) 8月中旬から3か月間、観光シーズンに間に合わなかったのはどうしてなのか伺いたい。
- (3) 大糸線を利用して、訪れる方たちに対しての対策はどのようになっているか伺いたい。
- (4) 市民の期待はもちろん、訪れる観光客のためにも、明星山の大絶壁と、 小滝川ヒスイ峡の魅力を今後も生かすために、瀬野田からの道路を廃道に しないようにしていただきたいがいかがか。
- 2 次期一般廃棄物最終処分場について

新処分場は、大野地内(大野最終処分場の下流側)にある市有地に設置し、 平成33年度から平成47年度までの15年間。埋立て対象物は「焼却飛灰、 不燃物処理残渣」であり、形式は、被覆型(クローズド型)の最終処分場。 運営方法は公営方式として現在進められています。

平成21年3月に最終処分場への搬入が中止となってから、市外に埋立て ごみを搬送し、処理されていた経過を見ても、市内に最終処分が再開される ことは、適正な機能を有した施設としても、環境面においても大切なことと 考えます。市内で出されたごみは市内で完結するのが基本であります。それ らを踏まえ、以下の項目を伺います。

- (1) 分別方法の早期対策の進捗状況はどうなっているか。市民への周知はいつ頃としているか。
- (2) 焼却飛灰の定義と不燃物残渣の定義について、伺いたい。
- (3) 新処分場の環境保全に関する協定書について、地元住民と協議をされていると存じますが、進捗状況はどうなっているか。
- ② 滝 川 正 義 1 地域経済の持続可能性について

(1) 地域経済の現状について

県の「市町村民経済計算」や「経済センサス活動調査」などを見ると、 市内の経済環境はなかなか厳しいように感じるが、経済の現況については どのような認識を持っているか伺う。

(2) 再生可能エネルギーの活用について

持続可能な地域経済のためには「漏れバケツ」の漏れを塞ぐ必要がある。 端的なものはエネルギーだが、再生可能エネルギーの自給率が153%と 言われる当市の豊かな水資源を生かし、水素製造技術などの新たな可能性 を追求するエネルギー施策を講ずるべきと考えるがいかがか。

(3) 森林資源の有効活用について

スギの「盗伐」が問題になるなど、現在、森林資源に注目が高まっている。273億円の価値があると言われる森林資源を流動化することにより、持続可能な資源として森林を有効活用すべきと考える。しかし、「森林整備計画」には、計画期間中の間伐面積が出てこない。計画期間中の間伐面積、その結果による累計の間伐整備率を伺う。

- 2 教育に関する諸課題について
 - (1) 幼児教育・保育の無償化について
 - ① 無償化に要する全費用はいくらか。また、国が考えている市町村負担 はいくらになるのか。さらに、消費税・地方消費税の増税による市の増 収はいくらか伺う。
 - ② 国では給食費は無償化から除く考えのようだが、給食費は実費徴収しているのか。また、保育料の一部に給食費を含んでいるのか。
 - ③ 無償化により入園・入所者は増えるのか。
 - ④ 来年10月からの無償化に向けて関係者の準備は大丈夫なのか。
 - (2) プログラミング教育必修化に向けた体制について 必修化までに1年余りとなったが、取組の現状を伺う。
 - (3) 全国学力・学習状況調査の結果について

4月に実施された学力テストでは、中学3年生の全ての科目で全国平均を下回り、特に数学Bでは6ポイントも低い。これらの原因と、対策を伺う。また、学習状況調査からうかがえる特徴を伺う。

(4) 学童保育の現状について

放課後児童クラブの定員超過の実態を伺う。また、1人当たりの面積と 支援員の配置は、条例に沿って適切に運営されているのか伺う。

- 3 福祉に関する諸課題について
 - (1) 手話言語条例について

条例に掲げる施策のうち、手話通訳者等の養成はどれほど進んだか。また、手話通訳者の処遇改善にどのように取り組んだのか伺う。

(2) 障害者差別解消法について

法の大きな目的である「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の 提供」はどこまで市民に浸透したと考えるか伺う。

(3) 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)について 地域包括ケアシステムの構築に向けた大きな柱である、第2層協議体の 設置と、生活支援コーディネーターの配置はどのような状況になっている か伺う。

③ 山 本 剛 1 市内の電力供給について

本年9月の北海道地震で、道内では全地域が停電となり、生活等に大きな 支障が生じました。そこで、糸魚川市内の電力供給状況から非常時の対応に ついて伺います。

- (1) 市内には自家発電を有する企業デンカ・明星社があります。その2社を 除いた市内での一日の電力最大使用量と最少使用量はどの程度か。また、 一般家庭・病院等の公共施設・商業施設・製造業等の比率はどうか。
- (2) 「統計いといがわ」に発電設備の記載があります。発電所総数とあるが、 その内訳を伺います。また、最大出力とあるが、通常どの程度の発電量か。 50・60Hzの関係はどうか。また、この市内発電設備で市内の電力を 賄えるのか。
- (3) 東京発電・デンカ・明星社等「統計いといがわ」以外の発電能力は把握しているか。
- (4) 糸魚川市は50Hzの西の端であり、災害時は60Hzの中部電力から 融通ができず、危険は高い地域と思われます。そこで、非常時において病 院や公共施設に「統計いといがわ」にある発電設備から優先的に使用が可 能なのか。また、デンカ・明星社の自家発電の使用は可能なのか。技術的 問題があると思うが、東北電力ほか各事業者と話合いを持ったことがある か。

市として協定等を結ぶ必要をどう考えているか。

- (5) 市役所・消防署を始め糸魚川総合病院等の非常用発電機を有する施設は、 市内ではどの程度あるか。その発電量は非常時でも十分な能力があるか。
- 2 寺町地内における失火における責任問題について

寺町地内における失火で「市職員(消防職員)の処分経過について」として、10月29日の総務文教常任委員会で報告されました。以下がその内容でした。

- 1 事案概要
- 2 当該事案における処分内容
- 3 経過
- 4 今後の取組等

そこで以下について伺います。

- (1) 消防署及び市としての再発防止等、その後の取組状況等の経緯を伺います。
- (2) このような事例を受けて、職員の地域行事への参加についてどう考えているか。
- 3 市内児童・生徒のスポーツ実施状況のその後について

私は本年6月の一般質問で、少子化により団体スポーツが成り立たない状況があり、教育委員会・体育協会・学校等の関係者が話し合う場を、と提案しました。その時は教育長から関係者が集まり話し合う場を持ち、教育委員会に報告するとの答弁でした。

その後、9月の一般質問では、市長が「中学校の部活のあり方の方針」について協議していくとの答弁がありました。

そこで、以下について伺います。

- (1) 6月定例会から半年が過ぎました。これまで教育委員会(定例会)にその報告がなされたのか。
- (2) 今まで関係者と話合いを行われたのか。その話合いに誰が出席したのか。 生徒(中学生・高校生)・保護者等、最も身近な代表が出席したのか。 話合いを行っていないとしたらいつ行うのか。
- (3) 市長答弁の「中学校部活動に関する方針」は、いつまでに作成する予定なのか。
- (4) 方針作成の主たる担当はどこか。また、担当者を決めて行うのか。

④ 佐藤 孝 1 働き方対策について

- (1) 会計年度任用職員導入について
 - ① 2020年から導入される「会計年度任用職員」について、その概要 と準備(実態把握、任用根拠の明確化と適正化、制度の整備)の進捗状 況について伺う。
 - ② 総務省の原案では、パート型、フルタイム型を問わず「会計年度任用職員」に対して給料・諸手当を支給するとあったものが、成案ではパート型について、切り離して期末手当に限り支給可能とするとなった。糸魚川市はどう対応するか伺う。
 - ③ 特別職非常勤職員と臨時的任用職員の任用要件が「任用根拠の適正化」により厳格化され、それ以外の臨時・非常勤職員は、「会計年度任用職員」に移行するわけであるが、フルタイム型とパート型の振り分けの考え方について伺う。
 - ④ 官製ワーキングプアの解消のためにも、現在の臨時職員の給与を下げて、諸手当でつじつま合わせをするようなことはあってはならないと思うがいかがか。
 - ⑤ 「会計年度任用職員」は会計年度の末日が任期となり、再任用の可能

性はあるものの、職務に専念などの服務規定に縛られ、年度末に向けて 失業の不安に脅かされる。この対策について伺う。

- (2) 糸魚川市職員の非正規率は、平成30年度は40.7%と昨年の37.6%から3.1%上昇し、計360人へと増加した。定員適正化計画と比較すると、正職員数を適正化計画に合わせたために、臨時職員数を適正化計画に記載される適正数289人に対して71人も超過せざるを得なかったように見えるが、この点をどう考えるか伺う。
- (3) 外国人実習生の働き方について 出入国管理法改正で問題となった外国人技能実習生について、以下伺う。
 - ① 糸魚川市内在住の外国人技能実習生について、人数・職種等を伺う。
 - ② 当市での就業実態は、厚生労働省の「外国人技能実習制度」の目的にかなっていると考えているか伺う。
 - ③ 「外国人技能実習生」には、より良い糸魚川のイメージを持ち帰ってもらって、糸魚川を第二の故郷にしてもらえたらと思うがいかがか。
- 2 温室効果ガス削減等の対策について
 - (1) 「新エネルギービジョン」によると、太陽光発電と木質バイオマス熱利用の増加により、2012年度から2023年度までの11年間に熱量換算で5倍化を目指している。年間26,260GJの新エネルギーの生産を目指しているわけであるが、現在の到達状況と見通しについて伺う。
 - (2) 蓄電・畜熱設備の導入支援、HEMS・BEMSの導入支援の現状について伺う。
 - (3) 「温暖化対策実行計画」の中の省エネ住宅の新築・リフォーム支援の現状について伺う。
- ⑤ 保 坂 悟 1 市職員の不祥事とその隠蔽体質の改善について
 - (1) 8月5日の野焼きと失火の検証について 強風だった駅北大火の教訓を無視、野焼き禁止を無視、消防への無通報 が、なぜ起きたかの検証結果はどうなっているか。
 - (2) 不祥事発生後の対応マニュアルが機能しない理由について
 - ① 市議会への配慮や監査委員の指摘をなぜ無視するのか。
 - ② 行政が自ら作ったルールをなぜ守らないのか。
 - (3) 権現荘経営問題の検証について
 - ① 「帳簿や記録がないため不正の判断ができない」との監査委員の指摘 はあるが、なぜ帳簿や記録がないことを検証しないのか。
 - ② 平成29年7月の元支配人の自主返納の申し出と平成29年4月と 5月の市の顧問弁護士に自主返納を相談したとの答弁の整合性はどうなったか。
 - (4) 不祥事対策について

- ① 公益通報の徹底と強化をどのように取り組むのか。
- ② 怠慢、不手際、過失の定義と悪質性の程度の明確化はどうするか。
- ③ 第三者委員会の設置義務条例を制定すべきと考えるがどうか。
- 2 子どもたちの生活向上について
 - (1) 小中学校におけるトイレの全面洋式化について 学校の避難所機能として、洋式化にすべきと考えるがどうか。
 - (2) スクールバスについて
 - ① 糸魚川市地域公共交通網形成計画の事業21で、公共的交通から地域 公共交通利用への転換とあるが、利用方法について不安の声がある。今 後どのように進めるのか。
 - ② 不審者対応の観点で通学距離の基準に加え、通学路の状況も利用基準に含める検討をすべきと考えるがどうするか。
 - (3) 小中学校普通教室へのエアコン設置について
 - 市の設置スケジュールはどうなっているか。
 - ② 避難所になる体育館へのエアコン設置をどう考えているか。
 - (4) 災害時の対策について
 - ① 液体ミルクの備蓄や保管場所などの取組はどうするか。
 - ② 通学路のブロック塀と共に積雪の被害防止策はどうするか。
 - (5) 「置き勉」について 使わない教材を教室に置く対応をすべきと思うがどうするか。
- 3 動物愛護の取組について
 - (1) 災害時のペットの同行避難の具体的な対応について
 - ① 災害に応じた避難場所の選定や受入態勢は整っているか。
 - ② 避難に備えた飼い主のペットのしつけの周知はどうしているか。
 - ③ 避難所における狂犬病対策として、予防注射の把握はできているか。
 - (2) 野良猫の対応について
 - ① 野良猫の避妊・去勢手術の制度周知は行っているか。
 - ② 野良猫の手術には区長等の承認が必要となるが、その周知や説明はど のように行われているか。
 - ③ 野良猫の捕獲は行政で行わないとのことだが、動物愛護団体やNPO 法人等との連携はどのように行っているか。
 - (3) ペットを飼っている方の把握について
 - ① 一人暮らしでペットを飼っている方の把握はどうしているか。
 - ② 動物の虐待や多頭飼育の情報把握は行っているか。
 - ③ ペットの飼い方について、定期的な指導やアドバイスは行っているか。
- 4 子どもに特化した特色ある駅北まちづくりについて

「日本一の子どもづくり」と「0歳から18歳までの子ども一貫教育」を 行う糸魚川市として、子どもの福祉と教育に特化したまちづくりを進め、 「基礎学力と基礎体力が身につくまち」と「きめ細やかな子育て支援のある まち」を目指すべきと考えます。

- (1) 子どもの福祉と教育の行政事業の拡充について
 - ① 国県市による広域子育て相談支援ができる拠点化はどうか。
 - ② 基礎学力と基礎体力が身につく情報提供する拠点化はどうか。
 - ③ 育児をする保護者がリフレッシュできる空間の提供はどうか。
 - ④ 子どもの好奇心を活かした楽しい学びの習慣作りの提供はどうか。
 - ⑤ 何度も訪れたくなる子ども図書館の設置はどうか。
- (2) 民間による子ども関連事業の拠点集約化について
 - ① 教材、遊具、玩具、楽器、スポーツ用品などの店舗の集約はどうか。
 - ② 音楽、スポーツ、芸術、文化の習い事の提供や案内の集約はどうか。
- (3) 子どもの体験学習会と子ども市場の定期開催について ものづくりや調理の体験や疑似職場体験などの実施はどうか。また、間 伐材によるアスレチック広場の提供はどうか。
- ⑥ 田 中 立 一 1 「糸魚川ジオパーク匠の里創生事業」の進捗状況について

糸魚川市の各種移住・定住促進事業の一つとして「糸魚川ジオパーク匠の 里創生事業」のプロジェクトを立ち上げ、3年目が経過しようとしている。 これまでの進捗状況及び今後の取組を伺う。

- (1) 3年間の実績と応募から選考・決定、移住までの内容について
- (2) 株式会社クリーマとの連携について
- (3) 滞在型インターンシップ「糸魚川で暮らす・働く応援プロジェクト」など他の施策との関連と今後の取組について
- 2 訪日外国人観光客誘致の取組について

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに続き2025年の大阪 万博が決まり、インバウンドに寄せる期待が高まっている。

政府は今後4,000万人、6,000万人という訪日観光客を目指してその受入環境の整備に力を入れており、新潟県では近隣県に比べて苦戦しているインバウンドをテコ入れするため「観光局」を知事直轄の独立部局に格上げする案を発表した。

糸魚川市でも最近、外国人観光客の姿を見掛けるようになったものの、まだ弱いように見受けるが現状はどうか。また、受入環境整備はどうなっているか。インバウンドについてどう捉え取り組んでいくのか考えを伺う。

- (1) 糸魚川市の外国人観光入込数、宿泊者数や観光目的などについて現状の 把握はどうか。
- (2) 糸魚川市のインバウンド施策の主な取組と今後必要とする受入環境整備 について
- 3 米の作柄・作況と生産数量目標の取組について

2018年県産米の作柄及び作況指数は、夏の高温と干ばつの影響を受けて例年よりかなり低い数値となった。

市内生産者からは「収量はいつもの半分」という声も聞かれるほどで、かなり深刻な地域も見られる。

来年度の生産数量目標について、市町村別内示も発表されたが、地域の実情をどう捉え対応していくのか考えを伺う。

- (1) 2018年産米の作柄・作況と米価の動向について
- (2) 干ばつ被害を受けた田の復旧への支援について
- (3) 生産数量目標への取組について

⑦ 東 野 恭 行 1 糸魚川市駅北復興まちづくり計画について

2016年12月22日の被災から2年が経とうとしております。

被災地の再建に際し、現在までの糸魚川市の手厚い対応に心より感謝申し上げます。今後も変わらぬ対応をお願いしたいと考えますが、平成30年11月1日現在、被災された地域で亡くなられた方が7世帯8名。日本の人口減少と高齢化社会の縮図が、被災された地域でも例外なく如実にあらわれています。駅北の復興と合わせて、人口減少問題も喫緊の課題として取り組んでいかなければなりません。

これからの駅北の復興は、「いといがわ」そのものが映し出されると考えます。駅北に限らず糸魚川市には、繰り返し繰り返し地域活性のために尽力された先人のご努力があり現在の姿があります。これから官民一体となるまちづくりを目指すならば、この関係性を継続的に維持する中で、発展を目指していかなければならないと考えます。官民連携で作り出されるまち(糸魚川)は、子供たちの目にどのように映るのか。子供たちにとって価値のあるまちづくりが、人口減少にブレーキをかけると信じています。

- (1) にぎわいづくりの今後の展開について、民間が主体的に継続的に発展を 目指すプロセスについて伺います。
- (2) にぎわい創出広場に建設される建物の機能について伺います。
- (3) にぎわい創出広場に建設される建物、にぎわい拠点施設の「名称・愛 称」について伺います。
- (4) にぎわいの拠点施設において、産学官連携にちなんだ機能や設備を盛り 込む検討はあるのか。
- (5) 糸魚川商工会議所の移転について、具体的な案はあるのか。
- (6) 駅北の復興を踏まえ、国道8号からの流入を見込む看板設置の検討はあるか。
- (7) 官民一体となるまちづくりを目指す中、復興推進課としての役割を終える目途は。その後の展開をお考えか。
- 2 糸魚川市における産業振興、企業支援室(商工労政係)の役割について

職業、学業の理由で90年代後半を境に、県外への人口流出に歯止めがかからない状況があります。新規創業も復興まちづくりにおいては大事な視点でありますが、現存する地域の企業の魅力と価値を更に高めていく取組が必要であると考えます。市や商工会議所、民間企業が「共通の目的」の元、協働で取り組んでいく仕組みに加え、税収(売上)を増やすため、外貨を獲得していくための機会を増やすと共に、糸魚川ブランドとして製品の価値を高める必要性から、ものづくり企業の恒久的な育成と支援が必要であると考えます。

しかし、県や市の施策を活用し、専門的な助言をもらうにしてもどのよう に活用して良いのかわからない企業が多いのが現状であります。これからは、 市と商工会議所、企業が情報を共有し、連携の取れた取組を行い市も大いに 関わることで、若い世代にとっても魅力のある職場環境と企業づくりができ るのだと考えます。

- (1) 糸魚川創成塾 2 0 1 8 基礎講座の成果と、次年度以降の予定についてお 聞かせください。
- (2) 商工会議所と連携を図り、市内事業者の経営課題解決や成長・戦略的展開をサポートする事業展開はお考えか。
- (3) 都市型産業支援施設「インキュベート施設」についての見解をお聞かせください。
- (4) 0歳から18歳までの糸魚川市子ども一貫教育での「地域人材育成」と、 地域企業の「魅力ある職場環境づくり」についてお考えをお聞かせくださ い。

⑧ 平 澤 惣一郎 1 権現荘問題疑惑の解明と元支配人及び行政の責任について

元市直営の宿・柵口温泉権現荘不正疑惑問題については、毎回質問をさせていただきましたが、いまだ納得できる答弁はなく、逆に説明を聞けば聞くほど、なぜ1億円を超える赤字が生じたのか、元支配人の私物化ともいえる放漫経営を長年許してきたのか、疑惑が深まるばかりであります。

また、織田副市長の辞職により、なし崩しに責任問題がうやむやにされることも懸念されます。

織田副市長は、なぜ辞任しなければならなかったのか。今なお、続く「臭いものには蓋を」という隠蔽体質が繰り返されるのはなぜか。行政の長として市長の見解をお聞かせください。

私は議会の追求も甘いと考えます。権現荘問題を始めとした数々の疑惑を うやむやにしてきたことこそ、隠蔽体質という行政の闇を作り上げてきたと 言っても過言ではないでしょう。

新たな副市長を迎えた今、今一度疑惑の解明に取り組むべきと考えます。 以下についてお答えください。

- (1) 小林元支配人より迷惑料として42万円を受け取っており、先の本会議 においても承認されました。その際、あくまでも迷惑料であり損害賠償で はないとの認識となりました。ならば告発され書類送検された、私的消費 された物品に対して、損害賠償請求並びに背任行為で行政が訴えるべきで あります。なぜやらないのかお聞かせください。
- (2) 市直営の宿「権現荘」のズサンな管理・放漫経営の結果、7か年で1億円を超す巨額な累積赤字を市民の血税で補填し、年間2千万円の黒字化を約束した4億円ものリニューアル後も大幅赤字を計上したことに対して、議会からの厳しい指摘と市監査委員からの厳しい指摘をどう受け止めているのか。もはや権現荘問題は、結論の出た案件とお考えかお聞かせください
- (3) 説明のつかない1億円を超える巨額な赤字を貴重な市民の血税で補填することなど言語道断であり、財務管理上も決して許せるものではない。市長を始めとした減給処分で済む問題ではなく、当時権現荘経営トップの市長の責任において私財を投じてでも市民に返還すべきと考えるがいかがか。
- (4) 計画を前倒しにし、直営から株式会社能生町観光物産センターへ指定管理移行した契約内容と経過、理事会や株主総会で本当に反対意見はなかったのか。
- (5) 指定管理移行後の経営状況はどうか。赤字の場合はどうするのか。税金による赤字補填はしないと明言しているが、糸魚川市は同社の株の50%を保有する大株主であり、かつては米田市長が社長を務め、指定管理移行後も副市長が取締役となっている。責任問題が不明確であり、将来的に税金による赤字補填が危惧されている。本当にいかなる場合であっても、税金による赤字補填はしないのか確認させていただきたい。
- (6) 織田副市長の辞任理由について、今一度、明確にお聞かせいただきたい。 火災発生の公表の遅れ、議会に対する報告の遅れが理由とするならば、 報告を聞いていた消防長も総務部長も同罪であり、行政の長である米田市 長こそ最高責任者であり織田副市長だけが責任を取って辞任されるのは、 不条理と考えるがいかがか。

金子総務部長、織田副市長、原能生事務所長、小林支配人、当時を知る 者は、いずれも答弁席にはおらず、米田市長自ら責任を持って、一連の疑 問に真摯にお答えいただきたい。

⑨ 新 保 峰 孝 1 駅北大火の復旧について

- (1) 駅北大火後2年になろうとしているが、復旧の現状と今後について伺いたい。
 - ① 住宅・店舗等の再建見通しはどのようになっているか。
 - ② 被災者支援打切りの考え方はどのようなものか。

- ③ 市道・公園・市営住宅等、公的施設の取組状況と今後の見通しはどうか。
- ④ 無電柱化、市道のカラー舗装の考え方と取組はどうか。
- ⑤ 被災者の声をどのように反映し復旧を進めているか。
- (2) 火災に強いまちづくりの取組状況はどうか。
 - ① 被災者の意見をどのように把握し、火災に強いまちづくりに反映させているか。
 - ② 消防力の強化をどのように進めてきたか。
 - ③ 火災予防に対する市民への啓発等の取組をどのように考え進めてきた か。
 - ④ 被災地以外での火災に強いまちづくりを、どのように進めているか。
- (3) 復興まちづくり情報センターの活動状況はどうか。
 - ① 被災者の生活、再建、健康問題等の相談状況と件数はどうか。
 - ② 大火被害、復旧等の視察関連への対応状況と件数はどうか。
 - ③ それ以外の地域の方達等、立ち寄り状況と件数、人数はどうか。
- (4) 全天候型にぎわい創出広場の取組について伺いたい。
 - ① 地域交流の場とはどういうものか。
 - ② 創業チャレンジの場とはどういうことか。
 - ③ 防災意識啓発の場とはどういう活動内容を想定しているのか。
- 2 地域医療の充実について
 - (1) 医師、看護師不足等、糸魚川市の地域医療の現状をどう捉えているか。
 - (2) 課題解決に向けての取組は、どのように行われているか。
 - (3) 二次医療圏内での連携については、どのように取り組まれているか。

⑩高 澤 公 1 指導主事について

- (1) 合併後、広範囲となった糸魚川市では、糸魚川、能生、青海の各地域が、 教育において平準的に進展するように、4年間に限り各地域に教育指導主 事を配置することで合意がなされたと伺っています。現在の指導主事4人 に嘱託指導主事2人の体制は、いつどのようにして決められたのでしょう か。
- (2) 近隣類似市(上越市は除く。) は、指導主事1人で大過なく行っている のに、糸魚川市はどうして多くの指導主事が必要なのでしょうか。
- (3) 合併後、指導主事はどのような仕事をして、どのような成果を上げてきたのでしょうか。
- (4) 合併後の指導主事、嘱託指導主事に支払われた人件費は総額でいくらでしょうか。
- (5) 市内中学校のいじめ問題では、暴力を戒め、今後、同じような事案が発生しないよう努めることは重要でありますが、同時に、子供の能力を伸ば

すことも大事なことであります。 これらはどのような方針、方法で行うのでしょうか。

① 田 原 実 1 地域医療の現状と課題、看護師等の確保など行政対応について

糸魚川市の医療機関の看護師不足は慢性的な状況です。糸魚川市の広報 11月号でも「看護師不足」を特集していました。その反響はいかがだった でしょうか。

近い将来、糸魚川総合病院で診療科が縮減され、能生国保診療所の運営ができなくなる可能性もあると聞きます。今は可能性とされていますが、既に差し迫った現実との危機感を市民が持ち、看護師を増やす取組が必要です。市民に糸魚川圏域の医療体制存続が困難となっていることを理解していただき、自らが医療体制確保のために行動していただくことも必要です。

「医療を守る市民をつくる」取組について、市長、教育長に伺います。

- (1) 人口減、財源不足が顕著になってきた現状における糸魚川圏域の地域医療体制の確保について伺います。
- (2) 糸魚川圏域の地域医療の中核を担う厚生連糸魚川総合病院の運営と今後の行政対応について伺います。
- (3) 看護師を中心とする看護スタッフ、医療職不足が顕在化する中での戦略 的、積極的な医療人材の育成、確保の施策について伺います。
- 2 市内公共交通の現状と課題、その行政対応について
 - (1) 人口減、財源不足が顕著になってきた現状における糸魚川圏域の公共交通の確保について伺います。
 - (2) 糸魚川圏域の公共交通を担う鉄道、バス、タクシー、他の運営について、 特に大糸線や市内路線バスの存続と今後の行政対応について伺います。
 - (3) 病院利用、通学、通勤に便利な公共交通を望む市民ニーズへの対応について伺います。
 - (4) えちごトキめき鉄道新駅押上駅及び既存駅舎と地域や集落と連携した利 活用について伺います。
 - (5) JR大糸線やえちごトキめき鉄道の景観と個性を活かした観光やツーリズム、インバウンド対応について伺います。
- 3 糸魚川市の責任で進める復興再生事業、雁木の街並み、にぎわい創出広場、 にぎわいのトライアングル、市民要望の聞き取りと実現、駐車場、地場産食 材マーケット、まちなか図書館等について
 - (1) 復興支援、復興計画の収支等について、以下伺います。
 - ① 国からの支援、県からの支援、民間からの寄附金等収入、市予算についてのまとめを伺います。
 - ② 国関係者への支出、復興計画づくりへの支出、外部委託費など予定される支出のまとめを伺います。

- ③ コンサルタント、設計業者等への外部委託業務、打合せ方法、プロセスの開示、効果の確認について伺います。
- (2) 街並みのシンボルとされている雁木について、以下伺います。
 - ① 雁木の連続性と統一感について伺います。
 - ② 切れ目、隙間のある雁木、両側がオープンで雨風が吹き込む雁木は雁木じゃないという市民からの評価について伺います。
- (3) にぎわい創出広場及び建物について、以下伺います。
 - ① 本町通りの歴史的な街並みとの調和について伺います。
 - ② 建設計画の責任者、外注(計画委託)先、計画づくりに参加した市民との打合せの情報公開について伺います。
 - ③ 建設費用、間取り、規模、構造、仕上げ等について伺います。
 - ④ にぎわい広場には樹木がありませんが、その理由を伺います。
 - ⑤ 運営計画の責任者、運営委託先、計画づくりに参加した市民との関係について伺います。
- (4) にぎわいのトライアングルとは何だったのか。最近、にぎわいのトライアングルの内容が変更されましたが、その理由について。 また、市民からの納得は得られましたか。伺います。
- (5) 9月定例会でも質問しましたが、被災者の方や近隣住民の皆さんからの要望について伺います。
 - ① 新鮮な食材を買うことができる施設(例としてJA食彩館)の設置について伺います。
 - ② 日常的なにぎわい創出について伺います。
 - ③ まちなか図書館と相馬御風学習館の設置について伺います。
 - ④ 駐車場の設置と管理運営について伺います。

② 古 川 昇 1 在宅介護の充実について

介護保険を取り巻く課題の最大のものは、世界でも例のないスピードで進行する我が国の少子高齢化です。そして、少子高齢化に伴い増え続ける介護費用を、どのように賄っていくのかが大きな課題となっています。また、高まる介護ニーズや介護認定者の増大に、人材の供給が追い付かない介護現場の人手不足も大きな問題となっています。こうした課題解決のために、厚生労働省は医療・介護の連携や地域包括ケアシステム構築を政策の中心に据えて進めています。以下伺います。

- (1) 特別養護老人ホームの入所基準が要介護度3となって、在宅介護が増加傾向と聞いているが実態はどうか、傾向をどう捉えていますか。
- (2) 訪問介護の生活援助中心型で「頻回プラン」の届出が本年5月に示され、 10月より施行されました。当市ではどのように捉え、ケアマネや支援専 門職と連携して進めてきたのか伺います。

- (3) 訪問介護サービスにおけるヘルパー人材不足が指摘されていますが、糸 魚川市の現状はどうか。また、総合事業の通所介護サービスでは、事業所 運営や利用者に問題はないのか、状況把握はどう進めていますか。
- (4) 介護者の健康支援、介護環境整備支援などはどのように取組を進めてきたのか、実態把握も併せて伺います。
- (5) 訪問看護体制の実態と課題は把握されていますか。また、今後の拡充施 策をどのように捉えていますか。
- (6) 認知症サポーター養成は、毎年増加し順調に推移したが、サポーター・ 企業の数値評価のみで相談・予防対策・早期発見につなげていく課題が不 明確ではないかと考えますが、どう捉えていますか。

2 権現荘運営について

- (1) 権現荘経営の収支改善目的で民間から支配人を雇用しましたが、結果的 に赤字体質改善には至りませんでした。行政は帳簿管理をせず、収支改善 の基本データを残さなかった元支配人の真意を追及しましたか。また、そ れは明確に把握できていますか伺います。
- (2) 経営基本データである日計・月計簿や物品出納簿の各種帳簿がない中で、 毎年度の決算書・予算書はどんな資料を基にして組み立ててきたのか伺い ます。
- (3) 自主返納金は、平成29年7月に元支配人代理人弁護士から申し出があり、9月に市顧問弁護士と相談した結果、迷惑料として受け取ると報告がありました。しかし、自主返納について、市顧問弁護士とは4月・5月に2回相談していた事実が報告されました。なぜ、事前の相談事実を隠し、7月に初めて申入れがあったと報告したのか伺います。
- (4) 現在、権現荘は指定管理に移され、2年目の半期が過ぎました。平成 29年度の経営分析を踏まえ、経営改善に取り組んできたと思いますが、 この間、行政は運営改善のためにどのように連携してきたのか、経営の現 状と併せて伺います。
- ⑬ 吉 岡 静 夫 1 「野焼き失火騒動事案」、その経緯・てんまつ・市の対応。

8月5日、寺町地内で発生した「野焼き失火騒動事案」の経緯・てんまつ・市の対応が残したのは、「市長・行政と議員・議会による『二元代表』 行政のあり方はどうなっているか、どうあるべきかの教訓」でした。

そこで、以下各項目に分けて質問させていただきます。

(1) 「事案」が提起したもの、その1。

「失火騒動」が起きたのは8月5日。なのに、その概要が明かされたのは約2か月も遅れた10月4日以降。それも、市側からではなく、テレビ・新聞などの報道があってのこと。

このこと自体が重大な問題です。

報道の概要はこうでした。

「一(消防関係者が一緒になって)8月5日、寺町地内でバーベキュー、そのあと野焼きで失火、約600平方メートルを焼いた。通りがかりの人の119番通報で消防車が。消防長は、『火災から市民を守り、予防を指導する立場が火事を出し、119番通報しなかったのは不適切』と述べた。一」(10月5日付け日刊紙)。

このあとの市側・市長の動きはこうでした。

「一市長は、10月23日の定例記者懇談会で詳細を報告し、陳謝。 『当該職員を10月1日付けで減給10分の1(1か月)の懲戒処分、消防長を厳重注意とした』旨を報告。駅北大火に取り組む中で起きた不祥事に関して『大火を機に市民挙げて火災をなくそうと活動してきた。残念』と答えた。一」(10月24日付け日刊紙)

「残念」の思いは誰しも。何よりも問題なのは、この「事案」の公表・ 公開時期。どう考えても2か月以上もの時間の空白はあまりにも長い。 市長、このことをどう考えますか。

(2) 「事案」が提起したもの、その2。

一方、市の対市議会への動きはどうなっていたのか。一連の「事案」の流れが公的なかたちで取り上げられたのが10月9日付けでの市長に対する議長名での「寺町地内における失火に関する議会への対応について」なる「申入書」。これに対し、市長から議長への「回答書」は10月22日付け。8月5日から既に2か月以上も経過してからのこと。まさに議会は「カヤの外」状態。

ちなみに、8月5日(「事案」発生)以降の市議会における本会議・委員会など(各種議員研修などを除く。)を挙げると、以下のようになります。

- 8月 9日 総務文教常任委員会
 - 10日 市民厚生常任委員会
 - 27日 議会運営委員会
 - 27日 糸魚川市駅北大火復興対策特別委員会
- 9月 3日 9月定例会初日
 - 6日 議会運営委員会
 - 7日 一般質問
 - 10日 一般質問
 - 11日 一般質問
 - 12日 交通対策特別委員会
 - 13日 市民厚生常任委員会
 - 14日 市民厚生常任委員会
 - 18日 総務文教常任委員会
 - 19日 総務文教常任委員会

- 20日 建設産業常任委員会
- 21日 建設産業常任委員会
- 26日 議会運営委員会
- 27日 9月定例会最終日

この「事案」、それがテレビ・新聞などで取り上げられるまでの約2か 月間、市側から市議会側への少なくとも公的・表向きの動きが見えないと いうか、ほとんどなかった。

重ねて言いますが、この間、9月定例会の初日と最終日、市長から「行政報告」がなされ、計9項目が述べられています。なのに、市長・議員という「二元代表者間」にとっての基本・根っこに関わる本「事案」が取り上げられもしなかったのです。

そこのところを市長、どう受け止め、どう考えられますか。

(3) 「事案」が提起したもの、その3。

前項でも取り上げた10月9日付け議長から市長への「申入書」と、 22日付け市長から議長への「回答書」。その概要はこうなっています。

「申入書」(10月9日付け)

「一8月5日、寺町地内で発生した失火に関し、10月4日にテレビ放送、10月5日に新聞報道がなされたこともあり、議員から市政への今後の影響を心配する声、そして、議会に対する行政対応のあり方について意見や要望が相次いでいます。

今回の失火は、大火からの復興の最中であることから、非常に遺憾な出来事であり、市民をはじめ議員にも理解をいただく対応が必要。つきましては、今回の失火に関する議会への正確な報告と各種の影響、そして再発防止など、今後の対応について、議員の懸念を払拭するためにもお伺いします(関係議員への報告の遅れなど)。

通常の不祥事と違った観点からの対応が必要。真摯な姿勢により、市 民・議員の感情を受け止めていただきたい。—」

「回答書」(10月22日付け)

「一10月4日に報道各社からの取材を受けましたので、同日夕方、総務課から議長・副議長・総務文教常任委員長へ、電話にて事案の経過報告をさせていただきました。結果として、市議会への説明が遅れましたことをお詫び申し上げます。

今回の事案は、一昨年発生した『駅北大火』にて、大きな教訓を市職員 は得たはずであるのに、その教訓を生かせなかったことは、市民に大きな 不信感を抱かせる結果となりました。一」

注目すべきは、これら一連の動き、これがようやく明らかにされたのが 10月29日の市議会総務文教常任委員会であったということ。まさに 「事案」発生から約3か月近くも経っていたという事実。それといまひと つ、これがきわめて重大なところですが、「大きな教訓を市職員は」と、 市職員に限定したかのような言い方をしていますが、とんでもない。この 問題、単に「職員管理」「事務処理」という次元の問題ではない。市政そ のもの、いってみれば市長そのもののありよう、あり方が問われている。 そして、「二元代表」の一方である議員・議会への対応のあり方そのもの が問われているのです。

市長、どうお考えか、お示しいただきたい。

2 「野焼き失火騒動事案」、その残した教訓。

最後に、今回の「野焼き失火騒動事案」があらわにした教訓として大きく 2点挙げさせていただきます。そのひとつ、「オカミ」と「タミ」のあり方。 そのふたつ、「二元代表」を標榜し合っている「市長」と「議員」のあり方。

1点目。今回の一般質問草稿を練っている最中の11月28日午後6時45分頃、こんな呼び掛けの放送が流れました。「こちら広報いといがわです。野焼きをしないでください。法律違反です。」肝心の市の対応そのもののあり方が問題にされている、抱えている中でのこの一方的・無機質ともいえるこの放送。その無神経さにはあぜんとしました。いつも指摘させてもらっている「オカミ」と「タミ」の関係・ありようを見せつけられた思いでした。

2点目。「議会基本条例」は、こううたいあげております。

「一市長と議員は、市民の選挙で選ばれる二元代表制の中で、対等の立場で緊張感を保ちつつ、監視・分析・評価(総則)一」同旨の言葉はほかにも随所で見られます。

今回の「野焼き失火騒動事案」に関わる市の一連の対応・動き、私たちが 大きくうたいあげている理念とあまりにもかけ離れすぎているとしか言いよ うがありません。この現実を直視し、互いに「議会基本条例」の目指すとこ ろを活かし合うようにしようではありませんか。

終わりにひとこと。

私、決して当該職員を捉え、取り上げて論じているのではありません。残 念ながら「人」は弱い。しかも「オカミとタミ」の強さ弱さが残念ながら幅 をきかせていく世界・世情もないではありません。

であればこそ、度々繰り返し主張させていただいているように、今回の「野焼き失火騒動事案」を「オカミ目線でないタミ目線」で捉え、「タミー人ひとりこそが主人公」の市政に取り組み続けようではないか―と、高いところからではありますが提唱させていただきたいのです。

市長、いかがお考えですか。